

第9号議案

関西広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月25日提出

関西広域連合長 仁 坂 吉 伸

関西広域連合条例第 号

関西広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

関西広域連合個人情報保護条例(平成23年関西広域連合条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項」に改める。
第32条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

